

令和7年度滋賀県職員採用選考第1次考查受験案内

令和7年5月26日
滋賀県企業庁

滋賀県企業庁では、重要なライフライン・インフラである「水道」に携わる社会的貢献度の高い専門職員として、熱意のある人材を求めています。

【NEW!!】

◎ 令和8年3月31日までに高等専門学校卒業(見込み含む。)の方は、22歳未満でも受験可能となりました！

受付期間 令和7年5月26日(月)正午～令和7年6月30日(月)17時
※インターネットによりお申し込みください。

第1次考查期日および場所

【第1日】教養試験および専門試験

令和7年7月27日(日) 試験地 大津市

【第2日】論文試験、適性検査および口述試験

令和7年8月3日(日) 試験地 大津市

※試験に関する問い合わせは

滋賀県企業庁経営課

〒520-2401 野洲市吉川3382 (吉川浄水場)

電話 (077) 589-4608

Fax (077) 589-4715

E-mail na01100@pref.shiga.lg.jp

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務予定先	職務内容
水道 (電気系・機械系)	3人程度	滋賀県企業庁 各浄水場 (吉川/馬渕/水口)	浄水場の運用に係る保守管理 ・工事設計施工管理等の業務 および関連する行政事務

▽勤務先により、交替制勤務に従事していただくことがあります。

▽採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

年 齢	次のいずれかに該当する者 ア 昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 (令和8年4月1日時点における年齢が22歳～40歳の者。学歴不問。) イ 平成16年4月2日以降に生まれた者(令和8年4月1日時点における 年齢が22歳未満の者)で次に掲げるもの ➤学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)もしくは高等専門学校(以下 「大学等」という。)を卒業した者または令和8年3月31日までに大学等を 卒業する見込みの者
-----	--

▽性別は問いません。

▽次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の日時および場所

第1次考查	日 時	場 所
【第1日】	7月27日(日) 受付開始 9時15分 着 席 9時40分 教養試験 10時00分～12時00分 休 憩 12時05分～13時00分 専門試験 13時15分～15時15分 終 了 15時30分頃	滋賀県庁 北新館5階 5-A会議室 (大津市京町四丁目1番1号)
【第2日】	8月3日(日) ※詳細は、第1日に試験会場で通知します。 ※第2日の試験は、第1日の教養試験および <u>専門試験の成績上位者についてのみ実施</u> します。	滋賀県庁 北新館5階 5-D会議室 (大津市京町四丁目1番1号)

▽試験会場へは必ず公共交通機関を利用してください。

・試験会場への自家用車の乗り入れはできません。

▽日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県企業庁ホームページ
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kigyuu/index.html>)で、最新の情報を
確認するようにしてください。

4 第1次考查の方法等

試験	種目・方法		内 容	時間
第1日	教養試験（択一式）		公務員として必要な時事、社会、人文および自然の各科学に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について筆記試験を行います。 ＜大学卒業程度＞40 題出題、全問必須解答	120 分
	専門試験 〔 択一式 〕	【電気】 または 【機械】	必要な専門知識についての筆記試験を行います。 ◆ <u>受験申込時に、「電気」または「機械」のいずれかの出題分野を選択して申し込む必要があります。受験申込後の変更は認めません。</u> ＜大学卒業・高専卒業程度＞30 題出題、全問必須解答 出題分野： 【電気】数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学 【機械】数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作	120 分
第2日	論文試験		専門技術者に必要な識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。	90 分
	適性検査		公務員として必要な適性について検査を行います。（検査結果は、6(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）	—
	口述試験		専門技術者としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について個別面接による試験を行います。	—

▽試験および検査は、すべて日本語で行います。

▽択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆などと消しゴム）を持参してください。

▽使用できる時計は、計時機能だけのものに限りません。（携帯電話等は使用できません。）

5 第1次考查結果発表

	時 期	方 法
第1次考查 結果発表	8月下旬 (具体的な日時は、第2日に通知します。)	滋賀県企業庁ホームページに掲載するほか、第1次考查合格者に通知します。

6 第1次考查結果発表以後のスケジュール

- (1) 第1次考查合格者については、令和7年9月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考查合格者に対して文書でお知らせします。

- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和7年9月下旬に採用内定の通知をします。
- (3) 採用日は、令和8年4月1日です。
- (4) 平成16年4月2日以降に生まれた者で、大学等卒業見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに大学等を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。

7 給 与

- (1) 給料は、月額242,519円（地域手当を含みます。）です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。
なお、この額は、令和7年4月1日現在のものです。
- (2) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

8 受験手続および受付期間

【申込方法】 インターネットにより申し込んでください。

- ※パソコン、電子メールアドレスのほか、A4判の用紙を印刷できるプリンタが必要です。
- ※使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って期間内にお申し込みください。
- ※身体に障害があり、特別の措置（車椅子の使用や拡大文字による受験等）を必要とする場合は、必ず申込の際に滋賀県企業庁までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、対応はできません。

(1) 申込手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/1081017930629465336/door>

- ※滋賀県企業庁ホームページからエクセルファイルをダウンロードして、出願票を作成する必要があります。
- ※申込完了および受験番号は、電子メールで通知します。
- ※出願票および受験番号を通知する電子メールを印刷する必要があります。

(2) 受付期間

令和7年5月26日(月)正午から令和7年6月30日(月)17時まで

(ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

(3) 第1次考査受験時に必要な書類等

- (ア) 出願票 1人1通 (申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)
- (イ) 履歴書 1人1通 (様式は、滋賀県企業庁ホームページからダウンロードすること。)
- (ウ) 写真 1人1枚 (最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)
- (エ) 受験番号通知 1人1通 (受験番号を通知する電子メールを印刷したもの)
※受験番号を通知する電子メールは、令和7年7月3日(木)以降に順次送信します。
※令和7年7月10日(木)までに受験番号を通知する電子メールが届かない場合は、滋賀県企業庁経営課に連絡してください。

9 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
公の意思の形成への参画に携わる職員の職は、部長級、次長級および課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職です。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

<感染症対策について>

- 1 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症など)に罹患し治癒していない方や、当日発熱がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。
明らかに体調不良であると認められる場合には、退室いただくことがあります。
- 2 マスクの着用については、個人の判断に委ねます。ただし、咳などの風邪症状がある場合は、感染を拡げないためマスクを着用してください。
- 3 試験室は、換気のため、適宜、窓やドアなどを開けますので、体温調節をしやすい服装で受験してください。